

## ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、児童扶養手当を受給する世帯の高校生等の通学に係る費用を助成する制度です。

対 象 者	<p>電車やバスなどを利用して通学している高校生等がいる世帯で、平成31年4月1日時点で川崎市において対象児童の児童扶養手当を受給している方</p> <p>※年度途中で、川崎市において児童手当受給者となった場合は、児童扶養手当支給対象月から対象となります。</p> <p>※児童扶養手当受給者とは、児童扶養手当の振り込みがある方です。</p> <p>※生活保護を受けている方は、<u>生活保護において同様の支援が実施されておりますので、担当ケースワーカーに御相談ください。</u></p>
認 定 基 準 (全てに該当する必要があります)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学経路は、<u>最も経済的な経路及び方法（必要最小限度の実費）</u>であること</li> <li>※特急、指定席等の料金は、含みません。</li> <li>・ 自宅から学校までの距離が、片道2キロ以上であること</li> <li>・ 自宅から駅までまたは駅から学校までバスを利用する場合、利用区間の走行距離が片道1キロ以上であること</li> </ul> <p>※基準に満たない距離であっても、交通機関を利用しないと著しく通学が困難な場合はお問い合わせください</p>
助 成 金 額	<p>6か月通学定期券代を基準とし、必要最小限度の金額を算出し助成します。</p> <p>※<u>通信制高校等で通学定期券を購入していない場合は、お問い合わせください。</u></p>
申請の流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通学定期券を購入し、コピーを取る。 ※バスの場合は、IC定期券内容控えのコピーを取る。</li> <li>2. 申請書類等を準備する</li> <li>3. こども未来局こども支援部こども家庭課宛て 郵送により申請</li> </ol>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付申請書（※）</li> <li>・ （電車）購入した通学定期券の写し</li> <li>・ <u>（バス）IC定期券内容控えの写し</u></li> <li>・ 生徒証の写し</li> <li>・ 児童扶養手当証書の写し</li> <li>・ その他必要と認めたもの</li> </ul> <p>*申請書は、4月以降は川崎市ホームページ（子育て応援ナビ「ひとり親家庭のために」）にも掲載します。また、各区役所児童家庭課及び各地区健康福祉ステーションでもお渡します。</p>
申請方法	<p><u>郵送のみ</u> 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課 宛て</p>
申請時期	<p>平成31年4月1日から郵送受付開始</p> <p>※毎年度、申請期限は翌年度の5月31日までとなります。</p> <p>2020年3月31日までに購入した通学定期券は、2020年5月31日までに申請してください。</p>
助成金の支払いについて	<p>原則、申請をした翌々月末日（詳しくは、QA16を参照してください。）</p> <p>【振込先】 児童扶養手当の振込指定口座</p>

## 問合せ先

川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課 手当支給係

電話 044-200-2674

FAX 044-200-3638

(宛先)川崎市長

ひとり親家庭等の高校生等通学費助成金交付申請書(定期券用)

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

申請者 (児童扶養手当受給者) フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先 (日中連絡がつく電話番号) \_\_\_\_\_

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。  
 申請にあたり、助成金要件の確認及び助成金額算定のため、児童扶養手当の受給に関する記録を川崎市が確認することに同意します。

対象となる児童 (高校生等)	フリガナ			生年月日	年 月 日	
	氏名			(年齢)	( 歳)	
	住所(※)	※申請者と異なる場合は記入してください。				
	学校名	( 公立 ・ 私立 )				
	課程	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制			学年	年生
	学校所在地					
補助申請額内訳	対象通学定期券①	交通機関種別	鉄道 ・ バス			
		購入区間 (駅名・停留所名)	~			
		有効期間	年 月 日 ~		年 月 日	
		購入月数	1 ・ 3 ・ 6 か月		定期券金額	円
	対象通学定期券②	交通機関種別	鉄道 ・ バス			
		購入区間 (駅名・停留所名)	~			
		有効期間	年 月 日 ~		年 月 日	
		購入月数	1 ・ 3 ・ 6 か月		定期券金額	円
	対象通学定期券③	交通機関種別	鉄道 ・ バス			
		購入区間 (駅名・停留所名)	~			
		有効期間	年 月 日 ~		年 月 日	
		購入月数	1 ・ 3 ・ 6 か月		定期券金額	円
申請金額(定期券合計金額)		補助申請額内訳のとおりです。				
他の制度の利用について □にチェックしてください	□ 生活保護を受けています。		□ 生活保護を受けていません。			
振込口座について □にチェックしてください	□ 児童扶養手当の振り込み指定口座に振り込まれることを承諾します。					
添付書類の確認 □にチェックしてください	□児童扶養手当証書の写し(有効期間内のもの)		□生徒証の写し			
	□(鉄道)通学定期券の写し		□(バス)IC定期券内容控			
市役所使用欄						

# 添付書類 台紙

1 通学定期券の写しを貼ってください。

(バスのIC定期券の場合、IC定期券内容控えの写しを貼ってください。)

2 生徒証の写しを貼ってください。

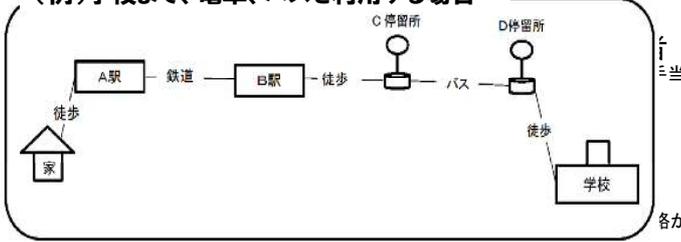
3 児童扶養手当受給者証書の写しを同封してください。

台紙に貼らなくて結構です。

記入例

ひとり親家庭等の高校生等通学費助成金交付申請書(定期券用)

(例)学校まで、電車、バスを利用する場合



〒 210-8577

住所 川崎市川崎区宮本町1

フリガナ カワサキ ハナコ

氏名 川崎 花子

連絡先 044 - 200 - 2674



ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。申請にあたり、助成金要件の確認及び助成金額算定のため、児童扶養手当の受給に関する記録を川崎市が確認することに同意します。

対象となる児童 (高校生等)	フリガナ	カワサキ タロウ		生年月日	平成14年 5月 1日		
	氏名	川崎 太郎		(年齢)	( 16 歳)		
	住所(※)	※申請者と異なる場合は記入してください。					
	学校名	公立 ) A高等学校					
	課程	全日制			学年	2 年生	
	学校所在地	川崎市〇〇〇〇〇〇〇					
補助申請額内訳	対象通学定期券①	交通機関種別	鉄道				
		購入区間(駅名・停留所名)	A駅 ~ B駅				
		有効期間	平成31年 4月 1日 ~ 平成31年 9月 30日				
		購入月数	1	3	6 か月	定期券金額	35,000 円
	対象通学定期券②	交通機関種別	鉄道				
		購入区間(駅名・停留所名)	C停留所 ~ D停留所				
		有効期間	平成31年 4月 1日 ~ 平成31年 9月 30日				
		購入月数	1	3	6 か月	定期券金額	30,000 円
	対象通学定期券③	交通機関種別	鉄道				
		購入区間(駅名・停留所名)	~				
		有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
		購入月数	1	3	6 か月	定期券金額	円
申請金額(定期券合計金額)		補助申請額内訳のとおりです。					
他の制度の利用について □にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けています。 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護を受けていません。						
振込口座について □にチェックしてください	<input checked="" type="checkbox"/> 児童扶養手当の振り込み指定口座に振り込まれることを承諾します。						
添付書類の確認 □にチェックしてください	<input checked="" type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し(有効期間内のもの) <input checked="" type="checkbox"/> 生徒証の写し <input checked="" type="checkbox"/> (鉄道)通学定期券の写し <input checked="" type="checkbox"/> (バス)IC定期券内容控						
市役所使用欄							

例

# 添付書類 台紙

## 鉄道の場合

通学6箇月  
No.12345

AB電鉄

A駅 ⇄ B駅

經由

-4月-1日から

2019.-9. 30まで

35000円

## バスの場合

IC定期券内容控え  
××××××0000

〇〇バス株式会社  
通学

2019.-4.-1 ~

2019. -9.30

(6ヶ月+\*日)

2019年3月31日発売 30,000円  
決済方法 現金

カワサキ タロウ 様

19/03/31

〇〇〇営業所

〇〇バス株式会社

## 生徒証



所属 普通科 2年  
氏名 川崎 太郎  
生年月日 平成14年5月1日

上記の者は本校生徒であることを証明する  
2018年4月1日発行

発行者 所在地 神奈川県川崎市〇〇〇〇〇〇〇〇  
学校名 A高等学校  
学校長 〇〇〇〇〇



3 児童扶養手当受給者証書の写しを同封してください。

台紙に貼らなくて結構です。

## ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成事業 Q&A

### 【助成対象について】

#### Q 1 高校生等とは、どのような意味か？

A 1 県内、県外を問わず、全日制、定時制、通信制の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年から第3学年）、専修学校（高等課程）、専修学校（一般課程）、各種学校などに通う児童が対象となります。詳しくは、こども家庭課にお問い合わせください。

#### Q 2 通学定期券を更新せずに、通学するごとに交通費を支払った場合は助成の対象となるのか。

A 2 ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成事業は、購入した通学定期券代に対して助成をする制度です。通学するごとに支払った交通費に対する助成はできません。

#### Q 3 通信制高校のため、通学定期券を購入していないが、通学したときの交通費は助成されるのか？

A 3 実際に通学した日数などを確認できた場合は対象となります。必要書類等について、詳しくはこども家庭課にお問い合わせください。

#### Q 4 自転車を利用している場合は、駐輪場代など助成対象となるか？

A 4 駐輪場代は対象となりません。電車、バスなどの交通機関を利用した場合の通学交通費のみ助成対象となります。

#### Q 5 健康上の理由などにより自家用車で通学をしているが、ガソリン代など助成対象となるか？

A 5 電車、バスなどの交通機関を利用した場合の通学交通費のみ助成対象となるためガソリン代は対象外となります。

#### Q 6 児童扶養手当を受給していたが、現況届の結果、全額支給停止となってしまった場合は、

##### 11月以降の通学交通費は助成対象とならないのか。

A 6 この制度においては、4月1日時点で児童扶養手当を受給していることが要件となります。現況届の結果により11月以降、全額支給停止になった場合でも、当該年度の3月31日までの通学交通費は対象となります。

### 【助成金額について】

#### Q 7 1か月、3か月の定期券を購入した場合は、助成金額はどうなるのか？

A 7 6か月通学定期券代（6か月定期の取り扱いがない場合、最長期間の定期代）を基準に算定します。  
(例) 1か月通学定期券（8,000円）で申請した場合  
同一区間の6か月定期券代（43,200円）を基準とし、 $43,200 \text{円} \div 6 \text{か月の金額である}$ 、7,200円が助成金額になります。

#### Q 8 3月以前に、4月以降を含む通学定期券を購入してしまった場合は？

A 8 3月末までは対象外ですが、4月以降分から対象となります。端数の日数は、日割り計算をします。  
例) 3月15日から9月14日までの定期の場合は4月から9月分が対象。

### 【申請方法について】

#### Q 9 定期券を購入する前に申請することはできないのか？

A 9 通学定期券を購入した後でないと申請することはできません。

#### Q 10 現況届で証書を回収されてしまうが、どのようにしたらよいか？

A 10 新しい証書は現況届の審査が終了後、10月末頃に送付されます。その間の申請は旧の証書のコピーを提出する必要がありますので**8月の現況届の前には必ず証書のコピーを取っておいてください。**

**Q 1 1 I C通学定期券の印字が薄く、コピーがはっきり取れない場合は？**

A 1 1 駅の窓口において I C 定期券の再印字が可能です。再印字をした後、コピーを取ってください。

**Q 1 2 バスの I C 通学定期券を購入したが、区間が印字されない。どのようにしたらよいか？**

A 1 2 バスの I C 定期券は区間が印字されません。購入時に I C 定期券内容控え発行されますので、そちらのコピーを提出してください。

**Q 1 3 バスの I C 通学定期券内容控えを紛失したが、どのようにしたらよいか？**

A 1 3 バス会社の営業所で再発行してください。再発行手続きについては、利用しているバスの営業所にお問い合わせください。

**Q 1 4 更新前の通学定期券代を申請したいが、券面が上書きされてしまい、更新前の定期券のコピーが取れない場合、どのようにしたらよいか？**

A 1 4 申請には、通学定期券を購入したことを証明する書類が必ず必要となるため、定期券のコピーがないと申請をすることが出来ません。定期券購入後、必ずコピーを取ってください。ただし、領収書と「継続」の印字がされた更新後の定期券のコピーがある場合については、お問い合わせください。

**【振込について】**

**Q 1 5 助成金の振込先を、児童扶養手当の口座以外にすることはできないのか？**

A 1 5 できません。児童扶養手当の振込先口座に限らせていただきます。

**Q 1 6 申請から振込まで、どのくらいかかりますか？**

A 1 6 申請書の提出日より下記のとおり振込を予定しています。

基本スケジュール	申請提出日	4/1～4/15	4/16～4/30	11/1～11/15	11/16～12/16
	振込予定日	6月13日	6月28日	12月27日	1月31日

※5/1～10/31に提出があった場合は、提出月の翌々月末、12/16以降に提出があった場合は、3月末日に振込予定となります。

**【住所変更・資格喪失に伴う手続きについて】**

**Q 1 7 住所が変わり、通学経路が変更した場合の手続きは？**

A 1 7 申請内容に変更があった場合、「ひとり親家庭等の高校生等通学交通費助成金変更承認申請書」を郵送で提出してください。申請書は、川崎市のホームページのほか、各区役所児童家庭課、各地区健康福祉ステーションで配布予定です。変更内容によっては助成金を返還する必要があります。

**Q 1 8 婚姻(事実婚含む)などにより、児童扶養手当の資格を喪失した場合の手続きは？**

A 1 8 児童扶養手当の資格を喪失した翌月分から助成対象外となります。「ひとり親家庭等の高校生等通学交通費助成金資格喪失届」を郵送で提出してください。申請書は、川崎市のホームページのほか、各区役所児童家庭課、各地区健康福祉ステーションで配布予定です。返還金が生じた場合は別途お知らせします。

**Q 1 9 学校を退学(休学)したが、助成金は返還するのか？**

A 1 9 学校を退学(休学)した翌月分から助成対象外となります。「ひとり親家庭等の高校生等通学交通費助成金資格喪失届」を郵送で提出してください。申請書は、川崎市のホームページのほか、各区役所児童家庭課、各地区健康福祉ステーションで配布予定です。返還金が生じた場合は別途お知らせします。